

豊川市農政企画協議会

令和 7 年度 二次公募

豊川市担い手育成総合支援事業費補助金



注意！ こちらは二次公募の内容です。

- ・一次公募採択者は応募できません。
- ・令和8年3月中旬までに事業完了するものに限ります。
- ・一次公募同様、予算額を上回る応募があった場合は、ポイント制により上位者から採択します。
- ・採択予定件数は5件程度です。

補助事業の対象となる取組み

以下のいずれかの取組みが対象です。

(1) 農業機械・生産資材の導入、施設の改修・修繕

→税抜き事業費20万円以上が対象

(2) 規模拡大に伴う施設の新設、改修、修繕

→税抜き事業費30万円以上が対象

※単純更新（買替え）も対象となります。

補助対象者

事業年度の4月1日時点で以下のいずれかに該当すること。

① 認定新規就農者

(認定見込み、認定期限終了後3年以内の者を含む)

② 就農塾、就農インターン制度の修了者

(修了見込み、修了後5年以内の者を含む)

③ 直近の年間農業販売金額800万円以上の農業者

年間農業販売金額の確認方法

○個人の場合

青色申告決算書 損益計算書科目 ①販売金額

○法人の場合

決算書 損益計算書科目 売上高

補助率、補助上限額

対象者① 認定新規就農者関係	1/2 以内
対象者② 就農塾、就農インターン制度修了者関係	
対象者③ 販売金額800万円以上のうち認定農業者	
対象者③ 販売金額800万円以上のうち認定農業者以外	1/3 以内

補助上限額

- (1) 農業機械や生産資材の導入、施設の改修・修繕 >>> 上限 20 万円
- (2) 規模拡大に伴う施設の新設・改修・修繕 >>>>> 上限 30 万円

成果目標

以下のいずれかから選択します。

- 販売金額又は収量の向上
- 経費の削減
- 化石燃料等の削減
- 農作業の効率化
- 生産環境又は労働環境の改善
- その他生産性の向上
- 経営の維持

※事業実施後に報告があります（1回のみ）。

補助金の流れ

Step 0 >>> 要望調査申込 → 採択可否の通知

Step 1 >>> 補助金の交付申請 → 交付決定通知

Step 2 >>> 発注（※交付決定前の発注は対象外）

Step 3 >>> 完了（納品、竣工、事業費支払い）

Step 4 >>> 事業の実績報告 → 補助金額の確定通知

Step 5 >>> 協議会から農家へ補助金の支払い

要望調査の概要

申込期間 | 令和7年12月15日（月）～翌年1月6日（火）

申込方法 | 「調査申込書」を農務課窓口へ

※来庁前に、必ず電話連絡してください。

予算規模 | 予算5件程度（事業費により変動します。）

採択方法 | ポイント上位者から採択

→後ほど詳しく説明します。

調査申込詳細

「調査申込書」は、豊川市ホームページから取得できます。

- (1) 調査申込書の「1 基本情報」を記載
- (2) 直近の青色申告決算書損益計算書ページの写しを用意
- (3) 見積書の写しを用意
- (4) 市農務課 (0533-89-2138) へ連絡
- (5) (1)～(3)を提出 ※窓口で簡単な聞き取りがあります。
※別途、ポイント算出に係る書類の提出を求めることができます。

ポイント算出の説明

1 区分ポイント

2 加算ポイント

3 経営ポイント

の三項目でポイントを算出し、合算します。

1 区分ポイント

項目		ポイント
対象者 ①	認定新規就農者 経営継承以外	10
	認定新規就農者 経営継承	8
対象者 ②	とよかわ就農塾等修了者 経営継承以外	7
	とよかわ就農塾等修了者 経営継承	5
対象者 ③	販売金額800万円以上 認定農業者	6
	販売金額800万円以上 認定農業者以外	3

2 加算ポイント

項目	ポイント
<p>報告期間中の国、県の補助事業がない ※経営開始資金・就農準備資金等の新規就農関係の資金事業を除く。 ※販売金額800万円以上の対象者は、1ポイント減ずる。 ※当該年度に他の補助金を活用する場合も報告期間中とする。</p>	4 (又は3)
<p>経営面積の規模拡大に伴う 施設の新設・改修・修繕の取組み</p>	3
<p>買替え・規模拡大を伴わない修繕ではない</p>	2

2 加算ポイント（つづき）

項目	ポイント
中古機械等や中古施設資材を活用した取組み	1
収入保険制度・その他類似制度に加入している ※農機具や施設に係る共済制度を除く	1
農業版B C Pを作成している ※調査期間中に作成する場合も可	1
農業経営士・青年農業士・農村生活アドバイザー・豊川4 Hクラブに所属している又はしていたことがある	2

3 経営ポイント

項目 ※当該項目の詳細はホームページまたは市農務課へ	ポイント
年齢ポイント（10－年齢十の位）	～10
販売金額・所得金額ポイント ※経営継承ではない新規就農者以外の者は、販売金額2,400万円程度、 所得金額480万円程度の者がMAXポイントとなるように設定。 ※金額に応じてポイント算出し、販売か所得どちらか高い方を採用。	～10
経験年数ポイント（農業所得確定申告回数に応じる） ※新規就農者のうち、経営継承以外の者が対象。	左表

農業所得に係る確定申告回数（回）

0	1	2	3	4
9	7	5	3	1

3 経営ポイント（補足：所得金額の確認方法）

○個人の場合

青色申告決算書 損益計算書科目 ③6差引金額

○法人の場合

決算書 損益計算書科目

税引前当期純利益 + 役員報酬

3 経営ポイント（補足：販売金額・所得金額ポイント）

○認定新規就農者（経営継承以外）・とよかわ就農塾等修了者（経営継承以外）

販売金額（万円）	～125	～250	～375	～500	～625	～750	～875	～1,000	～1,125	～1,250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

所得金額（万円）	～25	～50	～75	～100	～125	～150	～175	～200	～225	～250	～
ポイント	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10

○上記以外の者

販売金額（万円）	～400	～800	～1,200	～1,600	～2,000	～2,400	～2,800	～3,200	～3,600	～4,000	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

所得金額（万円）	～80	～160	～240	～320	～400	～480	～560	～640	～720	～800	～
ポイント	1	2	4	6	8	10	9	8	7	6	5

説明は以上です。

再掲

- 申込期間 12/15～1/6
- 施設の修繕や買替えも対象
- 予算規模に限りがあるためポイントにより
新規就農者・国補助未活用者・発展的取組
が優先される